

逐條土地收用法資料(二)

高 坂 孝 三

第六十六條 收用ノ時期ヨリ二十箇年内ニ事業ノ廢止其ノ

他ノ事故ニ因リテ收用シタル土地ノ全部又ハ一部カ不用
ニ歸シタルトキハ舊所有者又ハ其ノ相續人ハ補償價格ヲ
以テ之ヲ買受ルコトヲ得但シ第五十條ノ規定ニ依リテ收
用シタル殘地ハ其ノ接續部分ノ不用ニ歸シタル時ニ非サ
レハ之ヲ買受ルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ買受ハ第三者ニ對シテモ其ノ效力ヲ有
ス

第一項ノ期間内ニ於テ收用シタル土地ヲ他ノ軍機ニ關ス
ル事業又ハ内務大臣ノ認定シタル事業ニ供スルトキハ不
用ニ歸シタルモノト看做サス

一、買戻權行使ノ要件

(大審 大正十三年(オ)第八二三號)
同十四年六月五日言渡)

(要旨) 起業者カ事業ヲ廢止シタル場合ニ舊所有者又ハ其
ノ相續人カ收用地ノ買受ヲ爲シ得ル爲ニハ單ニ其ノ事業ノ
廢止アリタルコトヲ以テ足レリトセス起業者カ收用時期ヨ
リ二十箇年内ニ其ノ土地ヲ軍機ニ關スル事業又ハ内閣ノ認
定シタル他ノ事業ニ供スルコトナカリシコトヲ必要トス

(判決理由) 土地收用法第六十六條第一項ニ依レハ收用土地ノ
舊所有者又ハ其ノ相續人ハ收用時期ヨリ二十箇年内ニ起業者ノ
事業ノ廢止ニ依リ收用シタル土地ノ全部又ハ一部カ不用ニ歸シ
タルトキハ之ヲ買受タルコトヲ得ヘキモノナルモ同條第三項ハ
「第一項ノ期間内ニ於テ收用シタル土地ヲ他ノ軍機ニ關スル事
業又ハ内閣ノ認定シタル事業ニ供スルトキハ不用ニ歸シタルモ
ノト看做サス」ト規定シテ第一項ノ規定ノ適用ニ關シ制限の規

定ヲ設ケタルヲ以テ起業者カ事業ヲ廢止シタル場合ニ舊所有者
又ハ其ノ相續人カ收用土地ノ買受ヲ爲シ得ルハ單ニ其ノ事業ノ
廢止アリシコトヲ以テ足ルコトナク起業者カ收用ノ時期ヨリ二
十箇年内ニ其ノ土地ヲ軍機ニ關スル事業又ハ内閣ノ認定シタル
他ノ事業ニ供スルコトナカリシコトヲ必要トス

二、協議取得ト買戻權

(一) (内務 明治四十五年四月三十一日土第一二)
八七號 各地方長官宛土木局長通牒)

(要旨) 協議ニ依リ土地所有權ヲ賣渡シタル者及其ノ相續
人ニ對シテハ土地收用法第六十六條ニ依ル買戻權ヲ認メサ
ルモノトス

(原文) 大阪府知事ヨリ土地收用法第六十六條ニ規定セル買戻
權ニ關シ別紙甲號ノ伺出有之候處乙號ノ通回答相成候條爲念此
段通牒候也

甲 號 (大阪府知事伺)

土地收用法第二十二條ニ依リ起業者ヨリ土地所有者ニ協議ヲ爲
シ之ニ因リ所有權ヲ取得シタル場合ハ當事者ノ合意ニ依リ權利
ヲ移轉シタルモノニ有之候ニ付普通賣買ナリト解スヘキモノト
被存從テ該地力不用ニ歸シタル場合若ハ他ノ目的内閣ノ認定ヲ

法 令

受ケサルモノニ使用セムトスル場合ト雖モ同法第六十六條ニ依
リ買戻權ハ存在セサル義ト相認メ候得共明治三十八年才第七十
八號軌道除去請求事件ニ對スル同年四月二十四日大審院判決ノ
理由ニ依レハ法ノ命スル處ニ依リ協議ヲ爲シタルモノニシテ所
有者ハ其ノ間賣買ノ自由意志ヲ有セサルカ故ニ收用ナリトノ趣
旨ニ有之聊カ疑義ヲ生シ候ニ付テハ目下差懸リタル事件有之其
影響スル處勘カラス候ニ付何分ノ御指示仰キ度此段相伺候也

乙 號 (土木局長回答)

客月二十日二地甲第六五號伺土地收用法第六十六條ニ規定セル
買戻權ノ義ニ付テハ御見解ノ通協議ニ依リ土地ヲ賣渡シタル者
及其相續人ニ買戻權ヲ認メサル義ト心得御取扱相成可然經伺ノ
上此段及回答候也

註、反對趣旨ニ付テハ次ノ判例參照。

(二) (大審 大正七年(才)第三〇號)
同八年二月七日言渡)

(要旨) 土地細目公告後ハ土地ノ收用セラルヘキコト確定
シ土地所有者ハ所有權ノ移轉ニ關シ自由意志ヲ有セサルヲ
以テ協議ハ土地收用法ニ所謂收用ノ一種ニ外ナラス從テ起
業者カ協議ニ因リ取得シタル土地ノ全部又ハ一部力不用ニ

歸シタルトキハ同法第六十六條ニ依リ土地所有者ノ爲ニ買戻權發生ス

(判決理由) 土地收用法第二十二條第二十三條ニ於テハ起業者ノ土地ニ關スル權利ヲ取得スル方法トシテ協議及收用審査會ノ裁決ヲ認ム土地細目ノ公告アリタル後收用審査會ノ裁決前ニ於テ起業者ト土地所有者及關係人トノ間ニ權利讓渡並ニ賠償ニ關スル契約ヲ爲スハ即チ同法第二十二條ニ所謂協議ヲ爲スニ外ナラサルモノニシテ……其契約ハ民法上ノ買賣契約ニ非ス何トナレハ土地細目ノ公告アリタル後ハ起業者ハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルニ先チ土地所有者等ト協議ヲ爲スヘキ法律上ノ義務アルコトハ同法第二十二條ニ依リ明カナレハ協議ハ此ノ義務ニ基キ之ヲ爲スモノニシテ民法上ノ買賣契約ニ於テ之ヲ締結スルト否トヲ當事者ノ自由意志ニ繫ラシムルニ非サルノミナラス土地細目ノ公告後ハ土地ノ收用セラルヘキコト確定シ土地所有者ハ所有權ノ移轉ニ關シ自由意志ヲ有セサルヲ以テ協議ハ土地收用法ニ所謂收用ノ一種ニ外ナラサレハナリ又協議ハ收用ノ一種ナレハ起業者カ協議ニ依リ土地ニ關スル權利ヲ取得シタル場合ニ於テモ收用シタル土地ノ全部又ハ一部カ不用ニ歸シタルトキハ同法第六十六條ニ依リ土地所有者ノ爲ニ買戻權發生スルコト言フ俟タサル所ナリ

三、本條第三項ノ土地供用ト事業認定ノ時期

(大審 大正十三年(オ)第八二三號) 同十四年六月五日言渡)

(要旨) 土地收用法第六十六條第三項ハ同一土地ニ付收用

手續ヲ反覆スルコトノ煩ヲ避クルコトヲ目的トスル規定ナルヲ以テ苟モ内閣ノ事業認定ト土地ノ供用トカ收用ノ時期ヨリ二十箇年內ナルトキハ縱令内閣ノ事業ノ認定カ土地ヲ其ノ事業ニ供用シタル後ニ係ル場合ニ於テモ其ノ適用アルモノトス

(判決理由) 起業者カ收用ノ時期ヨリ二十箇年內ニ事業ヲ廢止シタルモ其ノ收用地ヲ同一期間內ニ内閣ノ認定シタル他ノ事業ニ供シタルトキハ舊所有者又ハ相續人ト雖モ其ノ收用地ヲ買受クルコトヲ得サルモノニシテ苟クモ内閣ノ事業ノ認定ト土地ノ供用トカ收用ノ時期ヨリ二十箇年內ナルトキハ縱令内閣ノ事業ノ認定カ土地ヲ事業ニ供用シタル後ニ係ル場合ニ於テモ第六十六條第三項ノ適用アルモノトス蓋シ同條項ハ同一土地ニ付收用手續ヲ反覆スルコトノ煩ヲ避クルコトヲ目的トスル規定ナルヲ以テナリ然ラハ起業者カ收用ノ時期ヨリ二十箇年內ニ事業ヲ廢止シ舊所有者又ハ其ノ相續人ニ於テ内閣カ事業ノ認定ヲ爲ス以

前ニ收用地買受ノ意志表示ヲ爲シタリトスルモ收用地ヲ土地收
用法第二條ニ列舉スル事業ノ一ニ供シ後日内閣カ其ノ事業ニ付
認定ヲ爲シ而カモ其ノ認定ノ時期カ收用ノ時期ヨリ二十箇年内
ナルトキハ第六十六條第三項ノ適用ニ依リ舊所有者又ハ其ノ相
續人ノ爲シタル買受ノ意志表示ハ其ノ效力ヲ發生セサルモノト
解スルヲ相當トス本件ニ付原審ノ確定シタル事實ニ依レハ係争
地ハ被上告人カ明治三十四年三月三十七日巢鴨病院用地トシテ
土地收用法ニ依リ收用シ得ヘキコトノ認定ヲ受ケ翌三十五年ニ
互リ收用シタルニ被上告人ハ大正八年十一月同病院ヲ他ニ移轉
シ他面既ニ大正七年中右土地ノ上ニ府立第五中學校々舎ヲ建築
シテ其ノ敷地ニ使用シ大正九年五月十五日土地收用法ニ依リ右
事業ニ係争地ヲ收用シ得ヘキコトノ内閣ノ認定ヲ受ケタルトコ
ロ上告人等ハ右認定前同年四月十四日被上告人ニ對シ收用地カ
不用ニ歸シタルモノトシテ買受ノ意志表示ヲ爲シタルモノトス
然ラハ係争地ハ收用法第六十六條第三項ノ適用ニ依リ不用ニ歸
シタルモノト看做ササルモノナルヲ以テ上告人等カ内閣ノ事業
認定前ニ收用地買受ノ意志表示ヲ爲シタリトスルモ該意志表示
ハ其効力ヲ生セサル旨ヲ判示シテ上告人等ノ請求ヲ排斥シタル
原判決ニ洵ニ正當ニシテ論旨ハ理由ナキモノトス

四、收用ノ目的外ノ使用ト土地ノ不用

法 令

(要旨) 起業者カ收用土地ノ全部又ハ一部ヲ公園ト爲スニ
至ラスシテ他ノ目的ニ使用シタルトキハ公園ト爲スコトヲ
廢止シタルモノニシテ軍機ニ關スル事業又ハ内閣ノ認定シ
タル事業ニ供セサル限り其部分ハ事業ノ廢止ニ因リ不用ニ
歸シタルモノトス

(判決理由) 按スルニ公園ノ如キ公衆ノ利用ニ供セラルル營造
物ノ成立ニハ其物カ其目的ヲ達スルニ適スル自然の又ハ人工的
ノ構造ヲ有スルコト及ヒ其主體カ之ヲ其目的ニ供スル意志ヲ表
示スルコトヲ其要件トス故ニ公園ヲ設置スル爲メ土地收用法ニ
依リ土地ヲ收用シタルモ起業者カ之ニ公園タルノ設備ヲ施シ公
衆ノ利用ニ供スルノ意志ヲ表示スルニ非サレハ公園ハ成立セサ
ルナリ若シ起業者カ收用土地ノ全部又ハ一部ヲ公園ト爲スニ至
ラスシテ他ノ目的ニ使用シタルニ於テハ公園ト爲スコトヲ廢止
シタルモノニシテ他ノ軍機ニ關スル事業又ハ内閣ノ認定シタル
事業ニ供シタル場合ノ外ハ其部分ハ事業ノ廢止ニ因リ不用ニ歸
シタルモノト云フヘシ今本件係争地ハ被上告人カ公園ヲ設置ス
ル爲メ明治三十四年中土地收用法ニ依リ收用シタル土地ノ一部
ニ屬スルモノナルハ原判決ノ確定シタル所ナリ而シテ上告人ハ

(大審 大正五年(オ)第一三〇號)
同五年十一月四日言渡)

保争地カ收用ノ目的タル公園設置ノ事業ニハ不用トナリタルヲ以テ土地收用法第六十六條ニ依リ之ヲ買受クルノ權利ヲ有スルモノトシテ本訴ヲ提起シタルモノニシテ其不用トナリタル事由ニ付キ陳述シタル要旨ハ被上告人ハ明治三十七年ニ至リ收用地ノ一部ヲ公園トシテ經營スルノ計畫ヲ立テ内務大臣ノ認可ヲ受ケタル上收用地ヲ二分シ之ヲ區別スルニ柵ヲ以テシ東部ヲ公園トシテ其設備ヲ爲シ明治四十二年中間開闢式ヲ舉ゲタルモ保争地ノ屬スル西部ノ地域ハ之ヲ柵外地ト稱シ今日ニ至ルマテ之ヲ公園ト爲シタルコトナク之ヲ賣却セントシテ一旦市會ノ決議ヲ經タルモ之ヲ執行スルニ至ラス明治四十三年ニ至リ大阪土地建物株式會社ハ被上告人ヨリ該柵外地ノ大部分ヲ賃借シ宏大ナル永久的建物ヲ建設シ營利ノ目的ヲ以テ盛ニルパーク其他客ノ來集ヲ目的トスル場屋ヲ經營シ其南部ノ餘地ニハ被上告人ニ於テ其經營ニ係ル電氣鐵道ノ車庫ヲ建設シタリト云フニ在リ果シテ上告人ノ陳述シタルカ如キ事實アリトスレハ柵外地ハ被上告人ニ於テ之ヲ公園ト爲スニ至ラスシテ他ノ目的ニ使用シタルモノナレハ内閣ノ認定シタル他ノ事業ニ供シタル場合ニ該當セザル限りハ事業ノ廢止ニ因リ不用ニ歸シタルモノト云フ可ク從テ其一部タル保争地ノ舊所有者タル上告人ハ保争地ヲ買受クルノ權利ヲ有スルモノト爲ササル可カラス故ニ本件ニ於テハ先ツ被上

告人カ柵外地ヲ公園ト爲スニ至ラスシテ上告人主張ノ如キ他ノ目的ニ使用シタル事實ノ有無ヲ確定シ其事實アリト爲スニ於テハ進テ事業ノ廢止ニ因リ收用地ノ一部ガ不用ニ歸シタル場合ニ該當スルヤ否ヤヲ判定スヘキナリ

五、事業廢止ノ意志決定ト廢止ノ有無

(大審 大正七年(オ)第一三〇號 同八年二月七日言渡)

(要旨) 市會ニ於テ收用地ヲ賣却スルノ決議ヲ爲シタリトスルモ意志機關タル市會カ市ノ意志ヲ決定シタルニ過キスシテ其ノ意志ヲ外部ニ表示シタルモノト云フヘカラス故ニ之ノミヲ以テシテハ事業廢止ト認ムルヲ得ス

(判決理由) 被上市カ明治三十六年中本件保争地及ヒ其附近ノ買收地數萬坪ヲ柵外地ト爲シ之ヲ賣却スル爲メ市會ノ決議ヲ經タルハ意志機關タル市會ニ於テ賣却ニ關スル市ノ意志ヲ決定シタルニ過キスシテ未ダ意志ヲ外部ニ對シ表示シタルモノト云フヘカラス之ニ依リテ出席セル市會議員ノ意志ハ發表セラレタルヘキモ法人ノ意志ハ發表セラレタルニアラサルナリ故ニ公園設置事業ヲ廢スルノ意志表示カ上告人所論ノ如ク相手方ニ對スル意志表示ニアラサルヤ否ヤハ之ヲ論究スルノ必要ナシ

註、大阪市ニ於テ公園用地トシテ收用シタル土地ノ一部ヲ以テ公園ニ充テ殘部(判決理由ニ所謂柵外地)ヲ賣却スヘク市會ノ決議ヲ經タル事實ニ對シ斯カル市會ノ決議ハ公園設置事業廢止ノ意志ヲ決定シタルモノニシテ何等外部ニ表示スルコトヲ要セス從テ事業ノ廢止ニ因リ土地ハ不用ニ歸シタルモノナレハ舊所有者タル上告人ニ買戻權發生ストノ上告人ノ主張ニ對スルモノテアル。

尙本件ニ於テハ右柵外地ノ一部ニ車庫ヲ設ケ又ハ興業館飲食店等ヲ建設セシメタルハ公園ヲ廢止シタルモノナリ等ノ主張ニ對シ收用地ノ一部ニ車庫ヲ設クルモ全土地ヲ不用ニ歸セシムルモノト云フヲ得サルノミナラス又柵外地ニ公園ヲ擴張シ公園ノ目的ヲ助成スル爲メ該地ニ興業館飲食店等ヲ建設セシムルハ右柵外地ヲ公園トスルコトヲ廢止セタルモノト認ムヘカラサル旨判示シテ居ル

六、本條改正ニ關スル意見

(五二議 昭和二年二月二十一日)
貴族院特別委員會

(要旨) 本條ニ規定スル二十箇年ノ期間ヲ十箇年ニ改ムヘシトノ意見並之ニ對スル見解

(政府委員說明) 六十六條ニ關聯致シマスル鐵道同志會ノ意見

法 令

一經濟事情ノ變化急速ナル現在ニ於テハ二十箇年ハ長期ニ失スルカラシテ買戻ノ期間ヲ十箇年ニ改メテ吳レー斯ウ云フ意見デアリマス。成ル程民法ヲ規定シテ居リマスル買戻期間ハ十箇年ナノデアリマス、其ノ點カラ申シマスルト十箇年ニ改メルノカ相當ノ豫ニ思ハレルノデアリマスガ、民法ノ買戻ノ關係ハ契約ニ依リマシテ双方納得ヅクデアリマスガ、此ノ土地收用ノ場合ハ土地ノ所有者ハ其ノ土地ヲ強制的ニ取上ゲラレテ仕舞フノデアリマシテ其ノ點ハ現行法ノ豫ニ二十箇年ト致シテ置クコトガ土地ノ所有者ヲ保護スル所以デアルト考ヘラレマス。納得ヅクニ協議デアリマスル場合ニハ十箇年、強制セラレル場合ニハ二十箇年ト云フ區別ヲツケテ居ル現行法モ相當理由ノアルコトト考ヘマシテ此ノ點ニ付テハ改正ヲ企テナカツタ次第デアリマス。

第六十七條 前條ノ不用ノ土地アルトキハ起業者ハ舊所有者又ハ其ノ相續人ニ通知スヘシ但シ起業者ノ過失ナクシテ之ヲ確知スルコト能ハサルトキハ少クトモ三回ノ公告ヲ爲スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ二箇月内又ハ第三回ノ公告終了ノ日ヨリ六箇月内ニ舊所有者又ハ其ノ相續人カ買受

ノ通知ヲ爲ササルトキハ其ノ權利ヲ失フ

第八章 費用ノ負擔

第六十八條 起業者、土地所有者及關係人カ本法ニ基ツキテ發スル命令ニ規定シタル手續其ノ他ノ行爲ヲ爲シ又ハ義務ヲ履行スル爲ニ要シタル費用ハ各其ノ負擔トス

一、當事者呼出ノ場合ニ於ケル費用ノ負擔

(內務 明治三十六年二月十八日 富山縣知事宛土木局長回答)

(要旨) 起業者、土地所有者及關係人ヲ收用審査會ニ呼出スモ旅費手當若クハ日當宿泊料等ヲ給與スルコトナシ
收用審査會カ收用スヘキ土地物件ノ調査上被收用者ヲシテ實地ニ付キ立會案内ヲ爲サシムルモ日當若クハ手當等ヲ給與スヘキ限ニ在ラス

(原文) 本年二月七日内六發第十六號ヲ以テ土地收用法中疑義ニ關シ照會相成候處

- 一、起業者土地所有者及關係人ハ收用審査會ニ呼出スモ旅費手當若クハ日當宿泊料等ヲ給與スヘキ限ニアラスト存候
- 二、日當若クハ手當等ヲ給與スヘキ限ニアラスト存候

右及回答候也

(富山縣知事伺)

一、土地收用法第四十三條ニ依リ收用審査會ニ於テ土地所有者及關係人ヲ遠路ヨリ呼出シ其意見ヲ聽取セシニ右召喚ニ應シタル者ハ執レモ旅費及手當ヲ請求セリ然ルニ鑑定人及事實參考人ハ法第四十條ニ依リ旅費及手當ヲ請求スルコトヲ得ルノ明文有之候モ土地所有者及關係人ハ假令遠隔ノ地ヨリ召喚ニ應シタリトスルモ請求權ナキカ如ク相見エ候エ共右ハ法第六十九條第一項ニ依リ縣ノ負擔トシ一般人民ヲ召喚スル時ノ例ニ依リ旅費日當宿泊料(手當否認シ)ヲ給與スヘキ義ナル哉

二、收用審査會ハ收用スヘキ土地物件ヲ調査スルノ必要アリテ實地ニ就キ被收用者ヲシテ立會案内ヲ爲サシメタルニ其ノ日當及手當ヲ請求セシモ右ハ法第六十八條ニ依リ被收用者ノ義務ニ屬スル義ナル哉

右差懸ノ件有之候條急速何分ノ御同示相成度此段及照會候也

第六十九條 收用審査會ニ要シタル費用ハ命令ヲ以テ別ニ負擔者ヲ定メタルモノヲ除クノ外府縣ノ負擔トス第五十九條ノ場合ニ要シタル費用ニ付テ亦同シ

第七十二條ノ規定ニ依リ收用審査會ノ裁決ヲ取消シタル場合ニ於テ更ニ開クヘキ收用審査會ニ要シタル費用ハ之

右差懸ノ件有之候條急速何分ノ御同示相成度此段及照會候也

ヲ起業者、土地所有者及關係人ニ負擔セシムルコトヲ得

ス

土地收用法第六十九條ニ依リテ發スル命令ノ件

(明治三十三年三月三十一日)
勅令第一〇二號

第一條 收用審査會ノ費用中左ニ掲ケタルモノハ起業者ノ負擔ト

ス

一 鑑定人及事實參考人ノ旅費及手當

二 裁決書謄本ノ調製費

三 郵便及電信料

四 傭人料

五 其ノ他内務大臣ノ指定シタルモノ

第二條 收用審査會ノ費用中收用審査會會長及高等文官ニシテ委

員タル者ノ旅費ハ所屬官廳ノ經費ヲ以テ之ヲ支給ス

第三條 土地收用法第五十九條ノ場合ニ要シタル經費ニ付テハ前

二條ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ明治三十三年四月一日之ヲ施行ス

施行令

第十一條 收用審査會會長及委員ニハ旅費ヲ支給ス

法令

第十二條 收用審査會會長及高等文官ニシテ委員タル者ノ旅費額

及其ノ支給方法ハ内國旅費規則ノ定ムル所ニ依ル

高等文官ニ非サル委員ノ旅費及其ノ支給方法ハ府縣制第九十四

條ニ從ヒ定ムル所ニ依ル

一、高等文官ニ非サル審査委員ノ旅費

(一) 内務 明治三十三年五月十一日乙發第一〇號
各地方長官宛土木局長通牒

(要旨) 高等文官ニ非サル審査ノ委員ノ旅費ニ付テハ府縣

制第九十四條ニ依リ定メラレタル規定ニ依ル

(原文) 土地收用法施行令第十二條第二項高等文官ニアラサル

審査委員ノ旅費ニ關スル件ハ府縣制第九十四條ニ依リ定メラレ

シ所ノ規定ニ依ル義ニシテ審査委員ノタメ殊更ニ規定ヲ設クル

ヲ要セサル義ニ有之候右様御了知相成度爲念此段及通牒候也

註、府縣制第九十四條 府縣會議員名譽職參事會員其ノ他名

譽職員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

費用辨償額及其ノ支給方法ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベ

シ

(二) (内務) 大正元年九月五日地第三六九號
岡山縣知事宛土木地方兩局長回答

(原文) 本月三日甲第五百三十五號ヲ以テ土地收用審査委員ノ費用辨償ニ關シ御問合ノ趣了承右ハ府縣制第七十四條ニ依ル臨時補充員ト同一額ヲ支給シ可然ニ付府縣名譽職員費用辨償規定中ニ追加相成可然存候此段及同答候也

(岡山縣知事伺) 土地收用審査委員ニシテ高等文官ニ非サル委員旅費額及支給方法ハ明治三十三年五月乙發第一〇號土木局長通牒ニ依リ殊更ニ規定ヲ設ケス縣參事會職務ヲ爲出頭又ハ出張スル旅費額及支給方法ニ依ルヘキ義ニ候處本縣ニ於テハ縣參事會召集ニ係ル實費辨償ハ月手當トシ旅費ハ往復ノ鐵道賃、車馬賃、船賃ヲ支給スルノミニシテ日當宿泊料ヲ支給セス故ニ土地收用審査委員トシテ出席スル場合モ往復旅費ノ外支給セサルモ貴廳下ニ滞在スル場合ハ實際其費用ヲ要スルヲ以テ日當宿泊料ノ支給ヲ要シ事實其ノ支給ノ方法ヲ異ニスルノ必要有之候ニ付府縣制第九十四條ニ依リ別段ノ規程制定致度右ハ支障無之哉至急何分ノ御回報相成度候

二、明治三十三年勅令第百二號第二條ニ

所謂所屬官廳ノ經費

(内務 明治三十六年二月十八日 富山縣知事宛土木局長回答)

(要旨) 明治三十三年勅令第百二號第二條ニ所謂所屬官廳

トハ官職ノ所屬ヲ指稱スルモノナルヲ以テ稅務官ヲシテ實地ニ就キ收用土地ノ調査ヲ爲サシメタルカ如キ場合ニハ其ノ旅費ハ府縣ヨリ支出スヘキモノニアラス

(原文) 本年二月七日丙六發第十六號ヲ以テ土地收用法中疑義ニ關シ照會相成候處(中略)

六、所屬官廳トハ官職ノ所屬ヲ指ス義ニシテ府縣費ヨリ支出スヘキモノニアラスト存候 右及同答候也

(富山縣知事伺) 六、三十三年勅令第百二號第二條中高等文官ニシテ委員タル者ノ旅費ハ所屬官廳ノ經費ヨリ云々ト有之候茲ニ審査委員タル稅務官ヲシテ實地ニ就キ收用土地ノ調査ヲ爲サシメタルニ其旅費ハ府縣費ヨリ支辨スヘキ旨ノ要求アリ右所屬トハ其事務ノ所屬ヲ指スカ將又其ノ官職ノ所屬ヲ指ス義ナル哉

三、收用審査會書記ノ任命並其俸給手當

(内務 明治三十三年五月二十五日乙發第六四號) 千葉縣知事宛土木局長回答

(要旨) 收用審査會ニ要スル書記ハ適宜任命スヘク其ノ俸給若ハ手當ハ土地收用法第六十九條ニ照シ支給スヘキモノトス

(原文) 五月十六日内二發第二百九十九號ヲ以テ收用審査會ニ書記任用並其俸給若ハ手當金ノ件ニ付御照會ノ趣了承右ハ總テ御見込ノ通ニテ可然ト存候此段及同答候也

(千葉縣知事伺) 本年法律第二十九號土地收用法其他之ニ關スル命令等公布相成候處收用審査會ニ要スル書記ヲ任用スルノ明文無之候得共實際缺クヘカラサルモノニ付適宜設定スヘキ義ニ可有之ヤ果シテ然リトセハ其俸給若ハ手當金ハ前記土地收用法第六十九條ニ照シ便宜支給スヘキヤ至急御指示ヲ煩シ度右照會ス

四、道路ニ關スル土地收用訴訟費用ノ負擔

(内務 大正十二年五月二十九日甲第四九號)
各地方長官宛土木局長通牒)

(要旨) 道路ニ關スル事業ノ爲收用セラレタル土地ノ補償金額不服ノ訴ニ應訴スル爲要スル訴訟費用ハ道路ニ關スル費用トシテ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔スヘキモノトス

(原文) 道路ニ關スル訴訟費用ノ件ニ關シ別紙甲號東京府知事ノ伺ニ對シ乙號ノ通回答候條御了知成度

(乙號回答) 二月十五日亥土發第七一號ヲ以テ御照會相成候標

法 令

記ノ件右ハ道路ニ關スル費用トシテ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔スヘキ筋合ノモノニ有之候

(甲號東京府知事伺) 目下當廳ニ於テ施行ニ係ル國道一號線道路改修工事用地所有者中當廳ノ買收協議ニ應セサル者アリタルヲ以テ客年十二月土地收用審査會ノ裁決ヲ求メタル處該土地所有者ハ審査會ノ裁決ニ係ル土地收用補償金額ヲ失當ナリトシ東京府及東京府知事ヲ被告トシ東京地方裁判所ニ補償金増額ノ民事訴訟ヲ提起シタルヲ以テ之ニ應訴スル爲訴訟代理ヲ辯護士ニ委任セリ然ルニ之ニ要スル報酬及其ノ他ノ訴訟費用ノ支出ニ關

(一) 本件ハ道路改築起業者タル道路管理者ニ對スル訴訟ニ要スル費用即チ道路法ニ所謂道路ニ關スル費用ニ外ナラサルヲ以テ本件費用ハ之ヲ管理者タル行政廳ノ統轄スル府ニ於テ負擔スヘシト爲スモノト

(二) 此ノ如キ訴訟費用ハ國ノ機關タル知事ノ職務執行ノ爲ニ要スル費用ニシテ道路法ニ所謂道路ニ關スル費用ニ包含セサルヲ以テ之ヲ國費ヨリ支辨スルヲ相當ト爲スモノト

(三) 訴訟被告ニ知事及府ヲ相手方トスルヲ以テ國費及府費ニ於テ平等ニ分擔スヘキモノナリト爲スモノトアリ
聊カ疑義相生シ候ニ付至急何分御指示相煩度

第七十條 第七十三條第一項ノ規定ニ依リ地方長官カ義務者ノ爲スヘキ事項ヲ自ラ執行シ又ハ他人ヲシテ執行セシメタル爲ニ要シタル費用ハ府縣ノ負擔トス

府縣ハ前項ノ費用ヲ各其ノ義務者ヨリ徴收スルコトヲ得但シ其ノ義務者ノ受領スヘキ補償金ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第七十一條 土地所有者又ハ關係人ノ負擔スヘキ費用ハ第六十一條但書ノ場合ニ於テハ市町村ノ負擔トス
前項ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第九章 監督、強制及罰則

第七十二條 收用審査會カ其ノ權限ヲ越エ又ハ法令ノ規定ニ違反シテ爲シタル裁決ハ内務大臣之ヲ取消スコトヲ得

一、内務大臣ノ裁決取消權

(一四議 明治三十三年二月十三日 貴族院)

(要旨) 内務大臣ニ裁決取消權ヲ與ヘタル本條ノ趣旨竝取消ニ關スル手續等

(問) 七十二條ニ「收用審査會カ其ノ權限ヲ越エ又ハ法令ノ規定ニ違反シテ爲シタル裁決ハ内務大臣之ヲ取消スコトヲ得」トアル、其レデ收用審査會カ權限ヲ越エタ裁決ヲシタリ又ハ法令ノ規定ニ違反シテ爲シタル裁決ハ是ハ勿論不法ノ裁決デ御座イマス。然ルニ「内務大臣之ヲ取消スコトヲ得」ト云フノハ何ウ云フモノデアリマスカ……其レト一體斯ウ云フ條文ヲ定メマシテモ之ヲ持出ス手續等ガ分リマセスガ其レヲ序ニ何ツテ置キマス。
(政府委員答) 七十二條ノ規定ニ就イテノ御尋デ御座イマスルガ「内務大臣之ヲ取消スコトヲ得」ト書キマシタノハ、是ハ元來收用審査會ノ如キハ合議體ノ組織ノモノデアツテ而モ其ノ裁決ノ手續ガ法律ニチヤント定メテアルノデアリマスルカラ、普通ノ行政廳ニ對シテ行フト同ジ様ニ監督方法ヲ行ヒ得ルヤ否ヤト云フコトハ問題デアラウト思ヒマス。普通ノ行政廳ニ於テハ、即チ下級行政廳ニ向ヒマシテハ取消ノ權ヲ行ヒ得ルコトハ勿論デアリマスケレ共、收用審査會ノ如キガ法律ニ定メタ所ノ手續ニ依ツテ爲シタル裁決ヲ内務大臣ガ直ニ取消スコトヲ得ルヤ否ヤト云フコトハ問題デアルカラ、是ハ「取消スコトヲ得」ルト云フ權ヲ與ヘタノデアリマス。而シ其レナラバ權丈ケ有ツテ内務大臣ハ取消サナイデモ差支ナイカト云ヘバサウデハナイ素ヨリ權限ヲ越エテ居ル或ハ法令ノ規定ニ違反シテ居ルト云フ

據ナ場合ニハ其ノ權ヲ行ハナケレバナラヌト云フコトハ内務大臣ノ當然ノ職責デアル、當然ノ職責トシテ既ニ一方ニ於テ取消シ得ルノ途カ有ル以上ハ之ヲ取消スハ當然ノ結果デアリマスカラ此ノ法律ニ於キマシテハ取消ノ權ヲ與ヘテ置ケバ差支ナイト信ジテ致シタノデアリマス。

(問) 審査會が違法ノ處分ヲ爲シタトキニ之ヲ申出ス途ガ付イテ居ナイ、内務大臣カ違法ノ處分ヲ知ツタナラバ取消シヨシマセウケレ共、内務大臣ノ知ラヌ場合ハ何ウ致シマスカ。

(政府委員答) 御答致シマスガ、訴願ノ途ハ別ニ定メテ有リマスカラ之ハ別問題トシテ、其ノ他例ヘバ知事ガ收用審査會ノ裁決ノ違法デアルコトニ氣付イタトキニ内務大臣ニ向ツテ其レヲ上申シナケレバナラヌトカ、或ハ其ノ他ノ官吏ガ其レニ氣付イタトキニハ知事ニ申立テテ知事カラ内務大臣ニ上申シナケレバナラヌトカ云フ様ナ事柄ハ是ハ法律で定メル迄モナイ官廳ノ相互ノ事柄デアリマスカラ法律ヲ以テ別ニ之ヲ規定スルノ必要ハナイト存ジテ掲ゲマセヌノデアリマス。

(問) 本員ハ唯今ノ政府委員ノ御説明ノ七十二條ノ「取消ストトヲ得」ト云フノハ内務大臣ノ職責上當然爲ス事デアルカラ法律ニハ許可法ニ書イテモ宜シイト云フノハ御答辯ガ間違ツテ居ナイカト思フ。是非仕ナケレバナラヌト云フ事ナラバ失張リ法

法 令

律ニ掲ゲテ置クノガ當然デ、他ノ職責カラスルト云フ事ハ行政上ノ事デアリマス。併シ乍ラ法律上「違法ノ事ヲ仕タナラバ取消セ」ト云フコトハ命令シナケレバナラヌ、其レデナイト若シ内務大臣ガ「法律ニハ斯ウ書イテアル」トツテ法律ヲ楯ニ取レバ防グ事ガ出來レデアラウト思ハレマス。政府委員ノ御論ノ様ナコトデアルト法律ノ力ガ弱クナルデアラウト考ヘマス。

(政府委員答) 御答致シマスガ決シテ法律ノ力ガ弱イト云フ考デハアリマセヌ。法律ハ取消スコトヲ得ルト云フ權ヲ與ヘタノデ其ノ上ニ義務ガ有ルヤ否ヤト云フコトヲ此所デハ云フテハ居リマセヌ、法律デハ取消サヌデモ宜イト云フコトハ云フテハ居ナイ、唯取消權ヲ與ヘタノデアアル、其レデアアルカラシテ内務大臣タル者ガ職責ニ依テ此ノ權ヲ行ハナケレバナラヌト云フコトハ當然ノ結果デアラウト思ヒマス。「法律ハ唯取消權ヲ與ヘタノミデアアルカラ我ハ取消サヌ」ト云フコトハ決シテ言ヘナイデアラウト思ハレマス。

註、當初法案ニ於テハ行政訴訟提起ノ途ヲ開イテ無カツタ爲内務大臣ノ取消權ニ就テ斯カル議論ガ繰返サレタモノト思ハレル。行政訴訟提起ニ關スル議事録ニ付テハ後出第八十一條ノ部参照。

二、裁決ノ取消ト所有權ノ取得

(内務 明治四十二年十二月東丙第二五二號)
東京府知事宛土木局長通牒)

(要旨) 收用審査會ノ裁決ニシテ取消サレタルニ於テハ起業者ハ收用地ノ所有權ヲ取得スルヲ得サルモノトス

(原文) 東京瓦斯株式會社取締役社長ヨリ別紙ノ通伺出有之候處土地收用地ノ所有權ハ收用審査會ノ裁決ニ依リ定メラレタル收用ノ時期ニ於テ之ヲ取得スルモノナレハ該裁決ニシテ取消サレタルニ於テハ其所有權ハ之ヲ取得スルヲ得サルモノニ有之候條此段伺人へ御指示方可然御取計相成度此段申進候也

(東京瓦斯株式會社伺) 土地收用ノ件ニ付明治四十一年一月二十九日附當會社ノ申請ニ基キ同年四月二十日東京府收用審査會ノ爲シタル裁決ハ其ノ審査不備ナル理由ノ下ニ明治四十一年十一月六日貴官ニ於テ御取消ノ處分相成候處當會社ハ土地收用法第六十三條ニ依リ完全ニ收用地ノ所有權ヲ取得致居候得ハ右取消處分ノ效果ハ單ニ收用審査會ノ裁決ヲ無効ナラシムルニ留リ當會社ノ取得セル權利ニ影響ヲ及ホササル義ト心得任意ニ計畫ヲ遂行可然哉

右御伺候也

註、内務大臣ノ裁決取消ノ時期並收用ノ時期ニ付テハ研究ヲ要スル問題ガ殘サレテ居ル。

第七十三條 義務者カ本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ノ規定ニ依ル義務ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモノ一定ノ期間内ニ終了スル見込ナキトキハ地方長官ハ自ラ之ヲ執行シ又ハ他人ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

義務者カ本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ノ規定ニ依ル義務ヲ履行セサル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依ルコト能ハサルトキハ地方長官ハ直接ニ之ヲ強制スルコトヲ得

一、物件移轉ノ代執行

(内務 明治三十六年二月十八日)
富山縣知事宛土木局長回答)

(要旨) 物件移轉ノ代執行ヲ爲スニ當リ所有者ノ邸宅地狹隘ニシテ物件ヲ之ニ移スコト能ハサルトキハ其ノ住所附近ニ於テ適當ノ場所ニ之ヲ移轉シ保管ノ責ニ任セサル旨通知シ置クヘク又住所遠隔ノ爲メ物件ノ價格ニ比シ莫大ナル移轉料ヲ要スルカ如キ場合ニ於テハ移轉料算出ノ趣旨ニ基キ地方長官ニ於テ適當ト認ムル場所ニ移轉シ同様通告ヲ爲シ置クヲ相當トス

樹木移轉ノ代執行ヲ爲スニ當リ他ニ移植スルモ到底生育ノ見込ナキモノハ之ヲ伐採シ又生育ノ見込アルモノハ根ヨリ抜き取り共ニ被收用者ノ住宅ニ運ヒ其ノ旨被收用者ニ通告スルヲ以テ執行ヲ終シタルモノトス。

(原文) 本年二月七日内六發第十六號ヲ以テ土地收用法中疑義

ニ關シ照會相成候處(中略)

三、御意見ノ通ニテ可然ト存候

四、邸地狹隘ニシテ移轉物件ヲ移スコト能ハサルトキハ物件所有者ノ住所附近ニ於テ適宜ノ場所ニ之ヲ移轉シ保管ノ責ニ任

セサル旨通告シ置カレ可然又住所遠隔云々ハ一種ノ程度ニ屬

シ候處其ノ遠隔ノ爲メ物件ノ價格ニ比シ莫大ナル移轉料ヲ要

スルガ如キ場合ニ於テハ收用審査會ニ於テ裁決シタル該物件

移轉料算出ノ趣旨ニ基キ貴官ニ於テ適當ト認メラル、場所ニ

移轉シ前場合ト同様ノ通告ヲ爲シ置カレ可然存候

右及同答候也

(富山縣知事伺) 三、法第七十三條ニ依リ暴慢ナル者ノ所有ニ

係ル樹木移轉ノ代執行ヲ爲スニ當リ收用地上ニ老大ノ樹木有

之ヲ他ニ移植スルモ到底生育ノ見込ナキモノハ之ヲ伐木シ

尙適當ノ方尺ニ切斷シ又生育ノ見込アルモノハ根ヨリ抜き取

法 令

リ共ニ被收用者ノ住宅ニ持運ヒ之カ終了ノ上ハ其ノ旨被收用者ニ通告シ右ニテ移轉ノ執行ヲ了シタルモノト心得可然哉

四、法第七十三條ニ依リ建物若ハ樹木移轉ノ代執行ヲ爲スニ當リ被收用者ノ邸地狹隘ニシテ之ヲ移スコト能ハサルカ若ハ被收用者ノ住所遠隔ノ地ナルトキハ如何ニシテ移轉ノ手續ヲ了スヘキモノナル哉

第七十四條 前章ノ規定ニ依リ私人ノ負擔スヘキ費用ヲ支

出セサル者アルトキハ行政廳ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ

之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ費用ニ付テハ行政廳ハ國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス

第七十五條 第九條又ハ第十一條ノ場合ニ於テ行政廳ノ許

可ヲ得ズシテ土地ニ立入り又ハ障害物ヲ除却シタル者ハ

百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

註、舊法ニ於テハ第七十四條ニ審査委員ノ瀆職ニ關スル規定

ガ有ツタガ之ハ刑法上ノ瀆職ノ罪ニ關スル規定ト重複スル

故昭和二年ノ改正ノ際削除セラレ現行規定カ之ニ代ツタ。

第七十六條 第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知アリタル

コトヲ知リタル者第十九條ノ二ノ規定ニ違反シタルトキ

ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七十七條 鑑定人トシテ收用審査會ニ呼出サレタル者虛

偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第七十八條 故ナク鑑定人タルコトヲ拒ミタル者又ハ鑑定

人カ故ナク鑑定ヲ爲スコトヲ拒ミタルトキハ百圓以下ノ

過料ニ處ス

第七十九條 鑑定人又ハ第四十三條第二項若ハ第五十九條

ノ規定ニ依リ呼出ヲ受ケタル者故ナク出頭セサルトキハ

五十圓以下ノ過料ニ處ス

第八十條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規

定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

正誤

號	頁	行	誤	正
三	一六〇	上三	爲シ得ル	爲シ居ル
〃	〃	上最後	〃	〃
一	一七〇	下九	審査會長	審査會會長
〃	〃	下一〇	〃	〃

東亞教育大會生みの親永田青嵐翁の譚

○新しい東亞の建設について三國の教育者が如何なる方法によつて協力するかといふのが大會の主なる問題だが、その眞の建設は根柢を成す文化の融和發展に俟たなければならぬ、戦争や經濟は一時の方法に過ぎない、而してその文化の發展は教育の普及を最大眼目とすべきで我々はその根本を衝いて漢民族と日本民族との精神的結合まで進めようと思ふのだ。

○支那の子供達に一日も早く教育のやり直しをやらなければならぬといふことだつた、教育により根柢から歪められた抗日思想は教育によつて矯める他に如何なる方法もないと思ふそれは幾十年を要するか知れない、然しやり遂げねばならぬ。

○大體東洋の文化は十三世紀頃までは西歐諸國より優れてゐたのだ、コロンブスが米大陸を發見したのは磁石があつたお蔭ぢやないか、その磁石も火薬も印刷術も東洋で發明され彼等に輸入されたものだ、それが何故今日のやうな東洋となつたか、原因の大半は東洋民族の怠慢にあるのだそれは科擧への怠慢だ、軍閥政治に災された支那は科擧を忘れ政治と利殖にのみ走つて今日の悲慘を招いたのだ、とにかく日本も支那も、戦争に勝つたとか、敗れたとかさうしたことは一切忘れ、お互に尊敬し合ひ大きな世界の幸福に努力するつもりで勉強しなければならぬ、そこから眞の東洋自主確立も出来る、私が司會者となるやうだつたらこの精神を以て會をリードしたい。